

## 浄土真宗正蔵坊納骨堂「沙羅廟堂」管理規定

### (目 的)

第1条 この納骨堂は加入者関係者の遺骨を納め、永代に追悼管理することを以て目的とする。

### (位 置)

第2条 納骨堂は島根県大田市大田町大田口550番地 正蔵坊境内に位置する。

### (名 称)

第3条 納骨堂の名称は沙羅廟堂とする。

### (管 理)

第4条 納骨堂の管理は「納骨堂管理委員会」（以下「管理委員会」という）を設置し行う。事務所は正蔵坊内に置く。

### (加入資格)

第5条 納骨堂への加入資格は、基本的には浄土真宗の門徒であることを要する。但し、門徒でない場合は、事情によっては管理委員会において審議し、加入の可否を決定する。

### (加 入 金)

第6条 ロッカー型納骨壇一室 500,000円

### (維持管理費)

第7条 維持管理費として、年間 金5,000円を、20年分（10万円）一括して加入時に納入するものとする（地下合同納骨室加入者も同様）。なおロッカー型納骨壇加入者については20年後に更新する。更新の際に住所不明のまま、連絡不能が5年経過した場合は、管理委員会は納骨堂使用許可を取り消すことができる。但し、許可取り消しの場合、お骨は堂内地下合同納骨室に納骨することができる。

### (永代管理)

第8条 加入者に後継者がいない場合は、永代管理の届けにより、永代に護持し毎年法要をおつとめする。その永代管理費は別途納入する。

### (脱会者の取り扱い)

第9条 納骨堂を脱会する場合は、加入金、維持管理費、永代管理費は理由の云何を問わず返金しない。また納骨ロッカーを他人に移譲することは認めない。

### (そ の 他)

第10条

- 1、納骨堂追悼法要は毎年9月彼岸会の時期に営み、加入者に案内をする。
- 2、個々において納骨堂にお参りする場合は、浄土真宗の作法によるお飾り、お供えをするものとする。
- 3、納骨に当たっては、すべて火葬済みであることを義務づける。納骨容器は指定する容器（三種類）に納めることとする。容器は実費とする。
- 4、ロッカー室の鍵は管理委員会が管理する。

### (委 任)

第11条 本規約に定めのない事項については、管理委員会において決定する。

附則 この規定は2024（令和6）年1月21日から施行する。